

A. スミス『国富論』第5編第1章「経費論」の再検討：『道徳感情論』の「正義論」との関連で

川脇， 慎也
北九州市立大学経済学部：非常勤講師

<https://doi.org/10.15017/1912781>

出版情報：経済学研究. 84 (5/6), pp.87-104, 2018-03-30. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

A. スミス『国富論』第5編第1章「経費論」の再検討

——『道徳感情論』の「正義論」との関連で——

川 脇 慎 也

はじめに

本稿の目的は、『国富論』第5編第1章「経費論」として論じられている「統治者の義務」に関するアダム・スミス（Smith, A.）の主張と、『道徳感情論』における人間本性のレベルでの正義に関する彼の主張、この両主張の関連性を明らかにすることである¹⁾。あらかじめ結論を記すと、『国富論』第5編第1章においてスミスは、『道徳感情論』第2部で論じた正義の原則を、現実のグレート・ブリテンで実現するために具体的に論じたのである。言うまでもなく、このことは行論で明らかにすることになるが、それと合わせて、『道徳感情論』において明確化された正義の原則をある特定の社会で実現するためには、人間的資質を涵養する制度の充実が不可欠である、とスミスが洞察していたことも別決する。では、今しばらくは傾聴に十分値する先行研究を取り上げ、上に述べた問題の所在を改めて確認することにしよう。

『国富論』第5編第1章のジャスティスが「司法」であることに疑問の余地はなく、それは『道徳感情論』で論じたジャスティス、つまり「正義」そのものを意味しないことは明らかである。しかし、従来の研究では、『国富論』と『法学講義』との関連性が重視され、この事実が強調され過ぎたためであろうが、『国富論』における「正義」つまり『道徳感情論』で論じられていたものと同じ意味でのジャスティスについてのスミスの主張が見落とされてきたように思われる。

ドナルド・ウィンチ（Winch, D.）によれば、統治者の第1の義務としてスミスが主張する「国防」に関する議論の目的は、『法学講義』の軍備に関する議論の「目的と同じ」であり、当時の常備軍・民兵論争を背景にした常備軍と民兵とを比較するための議論である。第2の義務である「司法」に関する議論は、『法学講義』で論じられた「四段階発展理論の発展」である（Winch [1978] p.93）。ウィンチは、19世紀以降スミスに貼り付けられてきた「自由放任主義者」というレッテルの間違いを明らかにしようとした研究において、『道徳感情論』と『国富論』だけでなく、『法学講義』をも重視しながらスミスにおける政府の役割を明確化している。この研究において、公共のための制度の整備と政治的安定との関連性が明確に指摘されている（Winch [1978] p.118）。統治者の第3の義務としてスミスが主張する教育制度の整備や科学と芸術の振興、すなわち公共のための制度を整えることは、政治的

1) 以下で引用する際には、『道徳感情論』をTMS、『国富論』をWNとそれぞれ略記し、グラスゴー版の編・章・パラグラフ番号を併記する。訳文は、必ずしも邦訳に依らない。

安定に不可欠な政府の役割である、とウィンチは主張するのである。

くわえて、クヌート・ホーコンセン (Haakonssen, K.) も、政府の役割に関するスミスの主張を理解する際に、『法学講義』を重視する論者の一人である。彼によれば、『国富論』第5編第1章で論じられた統治者の「第1の義務の背景にあるのは、明らかに集合社会の維持という単純な原則」であり、「第2の義務の背後にある原則は、社会の「全建造物を支える支柱」である正義という消極的徳性の施行」である。したがって、彼も『国富論』におけるジャスティスを「司法」として理解していることになる。それゆえ、第3の義務によって教育制度が整備されれば、「最低生活階層」の人々は「政治を見る目を与えられる」ことになるので、スミスは政治的安定のために教育が重要であると理解していた、とホーコンセンは主張する (Haakonssen [1981] pp.92-93)。

ウィンチとホーコンセンによってなされた指摘、それ自体は説得力を持つ。とはいえ、1895年と1958年にそれぞれ発見された2つの『法学講義』におけるジャスティスは、権利に関わる歴史的な考察が展開されているところに、その特徴がある (新村 [1994] p.210/田中 [2003] p.216)。『法学講義』におけるジャスティスは、歴史的な見地を盛り込んだ「権利」、つまりそのような意味での「法」の次元で展開されているのである。他方で、スミスの「正義」に関する議論は、基本的に『道徳感情論』では人間本性の次元で、『国富論』では社会に対する「期待や希望」の次元で、それぞれ展開されている²⁾。くわえて、『国富論』第5編第1章の議論は、法学講義で言及されているジャスティスつまり司法だけにとどまらない。このような点を考慮すれば、『国富論』第5編第1章と『法学講義』とを同列に比較することが問題を孕むことは明らかである。ともかくもまずは『国富論』に内在し、統治者の義務についてのスミスの議論を再構成し、『道徳感情論』との関連性を問い直すことのほうが重要である。例えば、統治者の第3の義務としてスミスが論じた公共の制度に関する具体的な議論、すなわち、分業によって無知になり、理解力が低下する大衆を啓発する制度の整備に関する『国富論』の議論は、『道徳感情論』における人間本性のレベルでの正義に関わると言うべきであろう。このように、『国富論』第5編第1章の論述が、その深奥で『道徳感情論』の正義論と通底していることに注意すべきで

2) だから、スミスは完全な意味での「統合」を果たすことはできなかったが、一部を『国富論』で実現したという懐古が出てくるのは、当然のことなのである。スミスは、『道徳感情論』第6版に付された「お知らせ」の中で次のように述べている。

初版の最終パラグラフで、いずれ別の著作で、法と政府に関する一般原理に関する説明だけでなく、社会のさまざまな時代や時期に、法や統治において生じてきたさまざまな革命的变化に関する説明—たんに正義だけでなく、公共政策、収入、軍備にかかわるもの、さらには法の対象となる他のあらゆる事柄に関する説明—を試みるつもりだ、と述べておいた。部分的には、少なくとも公共政策、収入、軍備に関するかぎり、この約束を『諸国民の富の性質と原因に関する研究』で果たすことができた (TMS ed.6. advertisement)。

スミスのこの言葉を根拠に、イアン・ロス (Ross, I.S.) は『国富論』を『生活行政、公収入、および軍備に関すること』を取り扱う論述であった (Ross [1995] p.250) と評価したが、むしろ重要なのは、スミスが法や統治において歴史的に生じてきた「革命的变化」に関する説明を試みている、と表明していることにある。「公共政策、収入、軍備」が、まさに『国富論』第5編の主題であることは間違いないが、言うところの「革命的变化」とは何かという問題は、従来論じられたことはなかったように思われる。『法学講義』が重要な手掛かりを与えることは確かだが、従来の研究では『国富論』と『法学講義』の共通点を振り出そうとした結果、『国富論』第5編において展開された独自の主張、つまり法や統治において歴史的に生じてきた「革命的变化」に関するスミスの主張が、議論の後景に退くことになってしまったように思われる。

ある。

『国富論』第5編第1章を、独自の視点からむしろその第3節に傾斜して解釈する論者の一人である和田は、国家論と資本蓄積論との関係を重視する。彼は、『国富論』第5編全体と、第1編から第4編までに論じられた「価値法則および資本蓄積」および「資本蓄積にとって必要とされる法制や政策」との関連性に注目し、「国家の職責」を「大財産（とくに資本の蓄積）の助成」と理解している（和田 [1978] pp.169-170）。そして、『国富論』第5編第1章第3節で論じられた公共事業に関して、個別資本では「経費を償いえない」が、「分業と資本蓄積」を促進するという点で、社会全体にとって「その経費を償ってなおあまりある」と指摘している（和田 [1978] pp.179-182）。

このような理解は、富の本質である「国民が年々消費する生活の必需品と便益品」の生産量を増大させる原因を解明しようとした点で、国富論全体を貫くスミスの観点に即したものであることは間違いない。スミスの統治者の義務論は、「自然的自由の体系」の成立を前提としている以上、資本蓄積論と矛盾するはずはない。だが、統治者の第3の義務である公共のための制度の整備に関するスミスの主張は、労働技能の向上に限らず、むしろ広く人間的な資質そのものを涵養するという点に、その特徴があるように思われる。

ところで、『国富論』第5編第1章「経費論」に接近する際、「国防」「司法」「公共のための政策」は、「自然的自由の体系」が出来上がった後でなされるべき「統治者の義務」である、というスミスの主張を見逃すことはできない。『国富論』第4編の末尾で、スミスは次のように強調している。「自然的自由の体系」は、「すべての特惠や抑制」が完全に除去されれば自然と出来上がるものであるが、「自然的自由の体系」が成立してもなお、私有財産の保障、個人に「正義という法」を遵守させること、くわえて「公共事業や公共の制度」を設立し、それを維持することが統治者の果たすべき義務である、と（WN. IV. ix. 51）。それゆえ、統治者の義務は「自然的自由の体系」における経済社会の発展を阻害するものではありえず、むしろ促進するために不可欠である、とスミスは主張していることになる。

とすれば、次の疑問が湧く。統治者の義務のうち、「他の独立した社会からの暴力や侵略などから社会を防衛する義務」と「司法の厳密な執行」とを確立する義務は、個人の生命、所有財産および自由を保護するという観点から、市場社会の維持と発展に不可欠なことは明らかだが、なぜ「一定の公共事業や公共の制度を設立したり維持したりする」ことが統治者の義務になるのであろうか。なるほど、上記の引用箇所に掲げられた3つの義務には、「特定の個人や少数の集団の利益をめざして設立されたり、維持されたりするはずなどまったくない」（WN. IV. ix. 51）という共通点はある。くわえて、ウィンチやホーコンセンが主張するように、教育の推進が政治的安定にとって不可欠だとしても、なぜスミスが「公共事業や公共の制度の設立・維持」をあえて掲げたのか、という問題は依然として残る。従来の研究では、株式会社、初等教育、宗教を含めた成人教育についての議論の意義についても、なお十分に解明されているとは思われない³⁾。たとえば、スミスは、議会立法によって設立された外国貿易に従事する株式会社が、排他的独占権の行使を伴っていたことを批判した。そのような株式会

3) この点は『道徳感情論』から『国富論』まで、スミスの社会思想体系を全体として統一性をもつ有機的な体系として捉え直そうとする Evensky [2005] についても同様であるといつてよい。

は、むしろ自由貿易を阻害するというのである。しかし、この批判は、株式会社が従事する事業を制限すべきであるという主張であって、株式会社制度そのものの否定ではない。とすれば、このスミスの議論は、株式会社に付与される「特権」の正当性に関するものであり、スミスが法人格の付与という「特権」のもつ独自の意義をどのように理解していたかという疑問は残されたままである。

さらに、スミスは、初等教育と宗教を含めた成人教育についても論じている。分業が社会の広範にわたって展開するにつれて、大衆の「職業はきわめて簡単な」「作業に限られるように」なるので (WN. V. i. f. 50)、貧しい一般大衆の子どもは労働できるほどに成長すれば、働いて容易に稼ぐことが可能になる。その限りでは、労働に不可欠な「読み、書き、算術」と「幾何学と機械科学の初歩」について初等教育を統治者が援助すれば、「社会的生産力の直接的な担い手としての労働能力の形成」を助けることになるという評価 (和田 [1978] p.181) も妥当であるといえよう。しかし、スミスの教育論は、初等教育にとどまらず「怖るべき無秩序をしばしばひき起こす狂信や迷信」に惑わされず、「つねに慎重深く秩序を重んずる」国民を育成することに向けられている点を見逃すわけにはいかない (WN. V. i. f. 61)。初等教育を含めた国民教育についてのスミスの議論は、「社会的生産力の直接的な担い手としての労働能力の形成」だけにとどまらないように思われるからである。

くわえて、宗教を含めた成人教育について、スミスは、当時成人教育を担っていた国教会制度に対する長大な批判を行う一方で、むしろ科学・哲学と娯楽の振興を勧めている。この点に注目すれば、「宗教教育は社会的道徳性の涵養、社会秩序の安定という点でも有用」 (和田 [1978] p.181) であるという指摘は、必ずしもスミスの主張の核心に触れていない可能性があるように思われるのである。

そもそも、スミスは『道徳感情論』の第2部において、正義は「壮大な建物全体を支える重要な柱」 (TMS. II. ii. 3. 4) であると主張する一方で、「社会は、さまざまな商人の間と同様に、さまざまな人々のあいだでも、独自の有用性という感覚にもとづいて、存続する可能性」があるから、「好都合な尽力の欲得ずくの交換を通じて、良い状態に保たれる可能性がある」と指摘していた (TMS. II. ii. 3. 2)。しかし、「全体を支える重要な柱」である「正義」は、「欲得ずくの社会」でどのように実現するかという問題を、『道徳感情論』では明確に論じていなかった。それゆえ、スミスにおけるジャスティスについて考察する際、「スミスには、交換的正義と分配的正義への言及はあっても、正義論そのものはない」という指摘は極めて重要である (水田 [2012] p.423)。つまり、権利の保障としての司法、公共善を最大化する立法、およびそれを施行する統治についてスミスは述べているが、正義そのものについては論じていない、というわけである。スミスにおける正義は、あくまでも一般規則としての正義である。とすれば、『国富論』の第5編は、『道徳感情論』で明らかにされた「市民社会」における一般規則としての正義を具体的に実現し、それを前提とした「商業社会」をよりいっそう発展させる政府の役割について論じている、と理解すべきではないだろうか。

では、改めて本稿の課題を確認しつつ、次節以降の構成について示しておこう。本稿の課題は、なぜスミスが「公共事業や公共の制度の設立・維持」を、統治者の第3の義務としてあえて掲げたのか、ということである。そのためには、統治者の第1、第2の義務である「国防」と「司法」との相違点を明らかにする必要がある。したがって、第1節では、「国防」と「司法」によって政府は、社会と個

人の防衛という意味で、正義を実現する点を確認する。続いて、第2節において統治者の第3の義務である「公共事業や公共の制度の設立・維持」についてのスミスの議論を考察する。この議論には、交通インフラの整備に代表されるいわゆる公共事業の実施と、公共制度の整備・維持とがある。前者は「営利企業の補完としての公共事業」であり、後者は「社会制度の構築としての公共事業」である。第2節では、まず「営利企業の補完としての公共事業」について、次に「社会制度の構築としての公共事業」について考察する。両者は経済発展と関連づけられて理解されてきたが、この考察を通じて、後者に含まれる株式会社法や、初等教育および宗教を含めた成人教育、科学・哲学と娯楽の振興といった「公共の制度」に関する議論は、むしろ正義を実現する主体に関わる問題として論じられていることを明らかにする。最後に、以上の議論を『道徳感情論』の正義論との関連で再解釈し、『国富論』第5編第1章は、『道徳感情論』の正義の原則の政府による実現・具体化を論じたものであるという解釈を提示する。では、政府は正義の実現をいかにして行うべきだととらえていたのだろうか、以下順次検討しよう。

第1節 国防と司法—社会と個人の防衛—

スミスによれば、人々は、社会的分業が進み、商工業が発展するにつれて、日常的に個別的な軍事教練を行わなくなる。社会の状態が農耕・牧畜段階であるときには、「牧羊者」や「農夫」には「閑暇」があるが、「製造業者」をはじめとする商工業社会の担い手には、それが無い。軍事教練に時間を割くと、損失が生じるからである。それゆえ、スミスによれば、社会経済の発展とともに、人々は非好戦的で産業的になり、民兵制度の維持が困難になる。「勤勉な、またそれゆえに、富裕な国民は、すべての国民のうちでいちばん襲われやすい」ため、「国防は富裕に勝る」のであるが、それは文明社会の人々の自己利益を追求するという「自然の慣習」のために、「みずからを防衛することがまったくできなくなってしまう」からである（WN, V.i. a. 15）。

しかし、そもそも、生まれながらに交換性向を備えた人間が、自らの状況を改善しようという欲求に突き動かされ、自己利益を追求する結果として分業は発展するものである。だから、人々が軍事教練を行わず、非好戦的になることは、彼らが「必需品」と「便益品」の量を増大させる分業の担い手であることの証である。つまり、スミスは、「必需品」と「便益品」の量が豊富な文明社会では、国防の手段は常備軍において他にない理解していたと言える。

スミスが国防の手段は常備軍以外にありえないと主張する根拠は、これだけではない。スミスによれば、このような人々の思考習慣の変化だけでなく、技術の高度化によっても職業としての軍人は不可欠になる。「火器」が発明される以前は、戦闘技能に優れる個人の存在が戦局を大きく左右したが、火器を使えば、個人の技能は大して問題にならなくなるからである。大部隊で闘う近代の軍隊では、個人の能力よりも「規律と秩序、そして命令に即座に従う」ことが重要になった。戦争技術の高度化という観点からも、民兵よりも常備軍が優れているとスミスは把握していたわけである⁴⁾。

軍律正しい常備軍は、いかなる民兵にもまさっている。そういう軍隊は、富裕な文明国民によってもっともよく維持されるし、そこでまた、常備軍だけがそういう国民を、貧乏で野蛮な隣国の侵略から守ることができたのである。それゆえに、どんな国の文明も、常備軍という手段によらないでは永続することはできないし、あるいは相当の期間保持することさえできない (WN. V.i. a. 39)。

経済が量的・質的に拡大し、民兵制度に見られるような個人の能力が左右する英雄の世界は失われ、代わって常備軍が国防を担うようになることは、産業の発展から不可避に引き出される人々の思考習慣の変化と戦争技術の高度化とに伴う必然的な結果である。しかし、常備軍は、個人的な利益の追求の結果として、自然に形成されるたぐいのものではない。それは、人間本性から自律的に生み出されるものでも、分業の体制によって生まれるものでもない。だが、それは社会にとっては不可欠であり、大きな利益があるから、個人にかわって政府が行わなければならないというわけである。

統治者の第2の義務は、「司法の厳密な執行を確立すること」つまり個人を守ることである。スミスは、政府の起源が、富裕の増進につれて発生する財産の「不平等それ自体を維持する」必要性にもとづくことは認めていた。「とりわけ富者は、いわゆるものごとの秩序というものを維持することに、必然的に関心をもつ」からである。すなわち、「少し富をもっている人々」は、「たくさん富を持っている人々」が自分たちの財産を保護してくれるように、「たくさん富を持っている人々の私有財産」を守る。このような関係が、権威と服従の起源であるとスミスは主張している (WN. V.i. b. 12)。

しかし、歴史的に見ると、統治者は自らの収入を得るために裁判権を長らく行使してきたし、しかも、そのような裁判で正義にかなう公平な裁定は下され難かった。旧来、「りっぱな贈物を手にして裁きを求めた人は、正義以上のものを、他方貧弱な贈物で裁きを求めた人は、正義以下のものしか得られないことになりがち」であり、もともとは贈物の多寡が判決を左右していたが、統治者が国防費を租税によって賄うようになった時、裁判官は贈物を受け取ってはならないという条件で人々が租税を収めた結果、司法の腐敗は減少したのである (WN. V.i. b. 14-7)。

しかし、裁判にかかる経費は、そもそも法定手数料でまかなうことができると、スミスは考えていた。「法定手数料について正確な規則」を設け、裁判の当事者は、法律で額を定めた法定手数料を事前に会計官や出納官に納め、「会計官がある決まった割合で各裁判官に、結審後に配分する」というやり方である。手数料が結審前に配分されなくなれば、「こういう手数料をまったく禁止しているところと同様、腐敗の危険が少ない」だろうからである。「そうした手数料は、訴訟費用をいちじるしく増加さ

4) スミスの常備軍に関する主張の詳細、およびスミスの主張がファーガソンやカーライルなど同時代の民兵論者の反発を招いた詳細については、田中 [1993] が詳しい。田中 [1993] p.78は、武勇の精神を育むという視点からスミスは軍事教練に賛成しており、常備軍を中心にして、それを民兵軍で補助する防衛体制をスミスは考えていた、と主張する。スミスは、確かに武勇の精神を育むという点で軍事教練を評価しているし、市民が武勇の精神を持ち合わせていることは、国民の自由を侵犯するような常備軍の危険性に対する対抗手段になりうると考えている (WN. V.i. f. 59)。だが、スミスが主張していることは、人々の思考が産業化することで、人々は必然的に軍事教練を行わなくなるし、民兵軍を組織することは難しくなるので、だからこそ常備軍を整備しなければならない、ということであろう。常備軍と分業論の関係をめぐる議論については Berry [2013] pp.172-180を、常備軍論争の経過については村松 [2013] pp.45-77をそれぞれ参照願いたい。

せることもなしに、司法費の全部をまかなうに十分に足りる」こととなる (WN. V. i. b. 20)。

十分な法定手数料を国民が負担することができるような経済水準に達すれば、統治者は厳正な司法を維持するために、特別な支出をする必要はなくなり、そればかりか、裁判官は自身の働きに応じて法定手数料を得るために、よりいっそう職務に励むようにさえなるとスミスは理解していたことになる。つまり、「商業や製造業は、いかなる国にあっても、政府の正義にたいしてある程度の信頼がなくでは、とうてい繁栄できない」(WN. V. iii. 7) と理解していたスミスにとって、政府は、裁判が腐敗しないように配慮した制度を設計しさえすれば、国民の経済水準の向上にしたがって、司法制度の維持は、可能になると理解されていたのである。

第2節 2つの公共事業論—制度構築と社会の安定—

スミスの公共事業論は、『国富論』第5編第1章第3節「公共事業と公共施設の経費について」において論じられたが、その議論は「商業一般の助成に要する公共事業と公共施設について」、「商業の特定の部門を助成するために必要な公共事業と公共施設について」、「青少年教育のための施設の経費について」、「あらゆる年齢の人々を強化するための施設の経費について」から構成されている。しかし、このような公共事業や公共の制度を整えることは、なぜ「統治者または国家の第3の義務」になるのだろうか。スミスは、公共事業や公共の制度を整えることが「規模の大きな社会にとっては最高度に有益たりうる」のだけれども、「個人または少数の個人」では「それらを起こし、維持することは期待できない性質」のものであると述べているが (WN. V. i. c. 1)、これがその理由だとすれば、いったいそれはどのような意味で「最高度に有益」なのであろうか。

1. 営利企業の補完としての公共事業

経済が発展するにつれて、ヒト・モノ・カネの行き来が激しくなると「道路、橋、運河、港」などの社会的インフラの建設費と維持費は増えていくであろう。その全てを行政がまかなう必要はなく、社会的インフラを上手く運営すれば、将来的に、必要経費を捻出することができるようになるとスミスは主張する。

「公道なり橋なりを通過する車や運河を通る運搬船」が、社会的インフラに与える「損耗に正確に比例」するように通行税を徴収し、くわえて運河の経営・管理は個人に任せた方がよく、公道は行政が直接管理すればよい。というのは、運河の通行税は私有財産であるから、水門の手入れをせずに運河が利用できなくなると個人の収入も減少するため、常に運河の状態に注意を払うが、公道は手入れを怠っても全く通れなくなることは稀なため、なおざりにされてしまうからである (WN. V. i. d. 3-8)。つまり、「道路、橋、運河、港」といった産業基盤の整備・拡大は、「一国の商業を助成」するために不可欠であるが、なかには公道のように私的企業にまかせると荒廃を招く可能性があるものがあり、そういう性質のものについては、統治者が管理しなければならないというのがスミスの主張である。

しかし、公道の管理を統治者に任せると、「各種の有料道路で徴収する金は、これら道路の補修費を

はるかに超えると推定される」ため、その徴収金を一般歳入化しようとする政治家がいた。スミスは、これについて反対している。というのは、通行税が道路の補修以外にも割り振られるようになれば、「国家緊急の事態が要求していると考えられるたびに」、「きわめて急速に値上げされ」、通行税の値上げは、「国内産業を助成するどころか、国内産業にとって重荷になりかねない」からである (WN. V.i.d. 12)。

経済が発展していくためには、社会的インフラの建設費と維持費に関して部分的に政府が担う役割があるが、基本的に受益者負担で把握されており、その意味ではスミスは「小さな政府」の提唱者と理解することも可能である。

2. 社会制度の構築としての公共事業

(1) 私有財産制度の法的拡充—株式会社—

国家の防衛は「行政権力の義務」であって、そのなかには貿易を保護することも含まれていた。さらに、「一般の関税の徴収と使用」も行政権力にまかされており、「貿易の特定部門の保護」を目的とする「特別の関税」も、行政権力が処理すべき事柄であった。しかし、プリテンをはじめとする「ヨーロッパの商業国の大部分」では、「行政権力の義務」である「特別の関税」に関する手続きが「特定の会社」に委ねられていた (WN. V.i.e. 4)。

このような会社は、「国が、みずから手を下すのは分別を欠くであろうと考えた実験を、自費でやることによって、いくつかの商業部門を初めて切りひらいた」のであるが、スミスは、商人たちがこの義務を統治者にかわって遂行した結果、自由な競争を阻害することになったと主張した。とりわけ、「株式会社」は、排他的特権を行使して利益を上げ、独占体となって自由貿易を制限してきたと批判したのである。

当時、外国貿易は「規制会社」(regulated company) か、あるいは「株式会社」(joint stock company)⁵⁾ によって行われた。規制会社は、「適当な資格がある人ならだれでも、一定の加入金を払い、会社の規約に従うことを約束するという条件のもと」で、「各社員が自分の資本と自分の危険負担で」外国貿易に従事していた。それに対して、株式会社は、「会社が合本制で貿易」を行い、「各社員は、この総資本に占める各々の出資持分に比例して」損益を共有していた点にそれぞれ特徴がある。規制会社と株式会社は、排他的特権を持つ場合も、もたない場合もあった (WN. V.i.e. 6)。

規制会社の場合、「ヨーロッパのすべての国々の大小都市にごく普通な、諸営業の同業組合 (corporations) と同様に、まったく同じ種類の独占体」であり、「都市の住民」は、「同業組合の自由営業権を手に入れないかぎり、組合のできている業種では営業できない」ことになっており、「外国貿易を営むには、まずその会社の社員にならないかぎり、合法的にはできない」のであった (WN. V.i.e. 7)。「株式会社は、国王の特許状によるか、または議会の条例によるかして設立される」ものであり (WN. V.i.e. 15)、この点が、規制会社とは異なる株式会社の特徴である。

ところで、株式会社は、「合名会社」(private company) とも異なる。合名会社の場合、「どの社員も

5) スミスの株式会社論については、鈴木 [1983] pp.9-60が詳しい。

会社の承認なしには、自分の持分を他人に譲渡すること」はできないが、「各社員は適当な予告をしたうえなら、退社して、共同資本のうちの自分の持分を払い戻すように会社に請求」することができた。株式会社の場合、「どの社員も、自分の持分の払戻しを会社に請求できない」が、「各社員は、会社の承認なしで、自分の持分を他人に譲渡」することが可能であった。合名会社の各社員は、「会社が契約した債務にたいして、自分の財産の全額までの義務」を負っていたのに対して、株式会社の各社員は、「自分の持分を限度とする義務」つまり有限責任を負うことが一般的であったのである (WN. V.i. e. 17)。

また、株式会社の事業は取締役会によって運営される。そのため、「苦労も、一定額以上の危険負担も完全に」免れることができるので、「合名会社であったなら、どんな事情があろうとその財産を賭ける気にならないおおぜいの人々」が株式会社に投資する気になるために (WN. V.i. e. 18)、株式会社制度は、市場から大量の資金を調達することが可能になる。だが、株式会社の取締役は「他人の金の管理人」であるから、「いともあっさり自分で自分の注意義務を免除してしまう」。結果的に、株式会社には「怠慢と浪費」がはびこり、これが「外国貿易を営む株式会社が、個人の冒険的商人 (private adventurers) との競争にほとんど耐えていけなかった」理由であると、スミスは結論する⁶⁾ (WN. V.i. e. 18)。

株式会社が孕んでいた問題は、このような経営に関するものだけではなく、時には、株式会社が貿易相手国において蛮行を働いたことについても、スミスは厳しく批判している。

遠方の未開の国に堡壘や守備隊をもつという権利には、かならずその国での和戦の権利がつきものである。前の権利を手に入れた株式会社は、いつでも後の権利をも行使したし、さらには、はっきりそれとうたったうえで、和戦の権利を授けさせたこともよくあった。どれほど不正に、どれほど気まぐれに、どれほど残忍に、それらの会社が通常この権利を行使したかは、最近の経験からあまりにもよく知られているところである (WN. V.i. e. 29)。

株式会社が、このような不正義に陥ることもしばしばあったにもかかわらず、スミスが株式会社制度そのものを否定しなかったのはなぜだろうか。商人は、遠方に貿易相手を探し求める際、その危険と費用を自分自身で負担する。その費用を調達する方法として、議会は法人化を認める。彼らが貿易の開拓に成功するために、独占権が確立されるのは不自然ではないだろう。一定の期間に限って、新しい技術の発見者に特許が与えられ、本の著者に著作権が与えられるのと同じである (WN. V.i. e. 30)。

だが、議会が法人格を付与するのは、商人が投資回収後に貿易が解放され、独占権が消滅すれば、公共社会にとっても利益があるからであった。しかし、「永久的な独占」を認めると、「国家のほかの臣民すべて」は、「自由貿易の場合ならばずっと安く買えるはずの財貨」を高い価格で購入し続けなければならない、くわえて「それを営めば便宜でもあれば有利でもありえたはずのその事業部門から完全に締め出されること」になってしまうのである (WN. V.i. e. 30)。スミスにとっての問題は、株式会社に与えられた排他的な独占権の永久化にあったわけである (榎並 [2005] p.51)。つまり、スミスは株

6) 詳しくは、Spengler [1975] p.409を参照のこと。

式会社制度についても「正義の原則」がいかに貫くべきかを明示しようとしたのである。

以上のように、スミスは外国貿易に従事する株式会社の経営を批判したが、むしろ、株式会社の設立を積極的に容認した分野もあった。「いっさいの仕事を、いわゆる型にはめる、つまりほとんど、あるいはぜんぜん調整の要もないほど、仕事のやり方を画一的なものに還元してしまえる事業」、すなわち「第一に銀行業、第二に、火災、海難および戦時拿捕の各保険業、第三に、航行できる掘割や運河をつくったり、維持したりする事業、そして第四に、これとよく似た、大都市への給水事業」に限って、株式会社の設立を認めていた (WN. V.i.e. 32)。このような事業は、「特定の一群の商人を、その隣人すべてに適用されている国の一般法の若干のものから免除して」も、「その企業が、ほかの普通の事業の大多数のものよりも、大きなそして一般的な効用をもって」おり、「個人的な合名会社では容易に集められないくらい多額の資本を必要とする」からである (WN. V.i.e. 36)。

スミスは、資本を調達する効果的な新しい手段として株式会社制度を承認し、それによって土地と労働の生産物をより急速に増大せるためにはどうすればよいのかという視点から、議会が法人格を付与する基準を提示したわけである。言い換えると、経済がさらにいっそう量的に拡大するためには、一度に資本を大量に調達するための機構である株式会社を立法によって設立すること、すなわち必要資本額の肥大化に対応可能な私的所有権の拡張を可能にする法制度を整備すること、これもまた為政者の義務である、とスミスは理解していたことになる⁷⁾。

(2) 分業社会における人間的資質の涵養—教育—

スミスの教育論は、当時の大学教育に対する批判から始まり、児童・青年教育から国民教育にまで関するものである。「青少年教育のための施設」は、「学生が教師に払う授業料あるいは謝礼金」の収入があるが、このような収入が施設の運営に足りないとしても、どの「学校や学寮」にも「寄付財産」があるため、統治者が「青少年教育のための施設」の運営費を負担する必要はなかった。「寄付財産」によって、教師は自分自身の「成功や評判とは無関係に」給料を保証されていたため、「義務をまったくなくなおざりにするか」、あるいは「身を入れず、お粗末なやり方ですませ」ていた。「オックスフォード大学では、正教授の大半は、ここ多年にわたり、教えるふりをする事さえ、すっかりやめてしまっている」というスミスの言葉は、当時の大学教育がいかに機能停止に陥っていたかを端的に示している (WN. V.i.f. 1-8)。

しかし、大学という教育機関は必要ない、とスミスは理解していたわけではない⁸⁾。大学教育が上手くいっていないとはいえ、大学がなければ、「個人も社会も、教育のうち、それらの重要な部分が欠けるために、おおいに困ることになったろう」し (WN. V.i.f. 18)、「近代において、学問のいくつかの部門で行われてきた進歩は、そのうちいくらかは、疑いなく大学によってなされたもの」だったからである (WN. V.i.f. 34)。大学教育の機能停止は、「寄付財産」によって、教師が何の努力をせずと

7) 有限責任が株式会社の特徴となったのは、18世紀以降のことであったが、規制会社や合本会社と株式会社の最たる相違点は、組織の「規模」であったという (Harris [2000] 2010,p.33)

8) 詳しくは、Stigler [1975] p.244を参照のこと。

も彼らの収入が保証されるという大学教育制度に由来する、とスミスはいうのである。

では、統治者は何を、どのようにすべきだとスミスは考えていたのだろうか。分業が浸透するにつれて、人々は生産現場で団体行動における規律を重視するようになるから、先に指摘したように、社会全体を守るためには規律に従う常備軍の方が優れていると判断していた。しかし、市民の「教育」については、ギリシャの民兵を例にあげて、「体育訓練」と「音楽の指導」が市民の人間的資質の涵養に役立っていたことを称賛している（榎並 [2002] p.57）。前者の目的は、「身体を鍛え、勇気を磨き、そして戦争の疲労と危険に耐えられるようにしておく」ことであって、後者の目的は、「精神を豊かにし気性を和らげて、自由市民が公私両方の生活におけるすべての社会的・道徳的義務を果たそうとするように仕向けること」であったからである（WN. V.i.f. 39）。

しかし、分業が発展すると、「労働で生活する人々の圧倒的大部分」は日常的に、「少数の、しばしば一つか二つのごく単純な作業」しか行わなくなる。労働が単純作業の繰り返しに限定されると、人々は「努めて理解力を働かせたり工夫を凝らしたりする機会」を奪われるため、「努力する習慣」を失い、「無知」になる。また人々は、「理解力」が低下することによって、「私生活のうえでの日常の義務」だけでなく、「自分の国の重大で広範な利害についても」考えることができなくなってしまう（WN. V.i.f. 50）。分業の発展は、国民の「知的能力」をも衰退させてしまうため、政府は、強制力を行使するだけでなく、正義を実現する主体として人々を教育することが不可欠になるのである⁹⁾。

とはいえ、当時の一般大衆の児童は、教育のために割く時間はほとんどなかった。両親は「幼い彼らさえ養いかねる」ほどであって、児童は労働に耐えられるようになれば、すぐにでも働きにでなければならなかったからである。しかも、児童が就く職業は、「ひどく単純で千篇一律のものだから、理解力を鍛えることにはまずならない」ものであった。それでも、「教育のもっとも基本的な部分、つまり読み書き、計算」については、「そうした職業に雇われていく前に、それらを身につける時間はある」から、統治者は「教区あるいは地区ごとに」小さな学校を建設し、「教師の俸給の一部」を援助することによって、児童の「教育のもっとも基本的な部分」の習得を助けるべきである、とスミスは提案している。このような学校で「幾何学と機械学の初歩」を教えれば、労働のなかで彼らはそれに応用する機会があるだろうから、実用的な知識を自然と身に付けていくに違いない、とスミスは理解していたことになる（WN. V.i.f. 54-5）。スミスは「読み書き、計算」や「幾何学と機械学の初歩」という「教育のもっとも基本的な部分」を児童に教育することにより、彼らが働きながら実用的な知識を理解し、身に付けられる能力の基礎を作ろうとしているわけである。

大衆に理解力が備われば、彼らは「もっとも怖るべき無秩序をしばしばひき起こす狂信や迷信の惑わし」に引っかけにくくなるし、「教育のある知的な国民」は「つねに慎み深く秩序を重んずる」ことになろう。くわえて、「教育のある知的な国民」は、「派閥や反徒たちの利己的な利害をからめた不平」を「見抜く眼もより鋭い」ため、「政府の施策にたいして無茶な、あるいは不必要な反対」はしないはずである。つまり、長期的に見ると、教育は政治的安定にも資する、とスミスはいうのである¹⁰⁾

9) 詳しくは、Rothschild & Sen [2006] p.352を参照のこと。

(WN. V. i. f. 61)。

自由な国々では、政府が安泰かどうかは、その行動にたいして国民が下す判断が好意的か否かに大きく依存するから、国民が政府の行動にかんして、せっかちに、または気まぐれに判断を下したがないようにするということは、確かに最高の重要事でなければならない (WN. V. i. f. 61)。

スミスが教育を重視したのは、政治的安定の確保という理由からだけではない。分業が発展し、「国民が年々消費する生活の必需品と便益品」が増大するということは、言い換えれば、労働者の技能の価値が下がっていくことを意味する。だから、労働者には常に自らの能力を向上させる努力が要請されることになる。つまり、社会が豊かになるにつれて、必然的に教育の重要性は高まるのである。

労働の単純化がもたらす思考力の低下は、当然「想像力」の低下も招くであろう。とすれば、スミスがいうように人々が「無知」になれば、相手の置かれた立場に思いを巡らせることもできないであろうし、相手を思いやる「寛大で高尚な、あるいはやさしい感情をなにつくこともできなく」なる。これは、スミスが『道徳感情論』で論じた「共感」のメカニズムと作用が人々の間で相互に成立し難くなることを意味し、この問題は軽視できない。市民社会の存立基盤・正義の原則が脅かされる危険性を孕むことになる。教育分野における政府の果たすべき任務の遂行が要請される。

(3) 産業都市における労働者の孤立とその対策—科学・哲学と娯楽の勧め—

スミスは、分業の進展が人々の思考に与える変化の対策として、教育が担う役割を重視する。そもそも産業化の進展は、人々をとりまく環境そのものを激変させる。「身分も高く財産もある人」は、人々から注目されるがゆえに、「自分自身の一挙一動」にいたるまで気を配る。ところが、「身分の低い人」は事情が異なる。彼が「田舎の村にいるあいだ」であれば、その村の規模が小さければ小さいほど、自分の行動に気を配るだろう。だが、「大都会」に出てくると、「かれの行動を観察したり注目したりする者など一人もいはいない」から、「ありとあらゆる低劣な道楽と悪徳に身を持ち崩」してしまいがちである (WN. IV. 5. i. g. 12)。

このように、産業化と都市化の進行に伴って個人が孤立化するのは必然的である、とスミスは捉えている。分業が促進する労働者間の結び付きは工場内に限られるから、労働者間の社会的結び付きは、分業によって、むしろ分断されるようになる。孤立化した人々は、再び、他人の関心の対象となることを望み、新興宗教に入信する。新興宗教の信者は、「宗派の名誉のために」互いの行動に注意を払うからである。信者同士がお互いの行為に注意すれば、つまり互いに「公平な観察者」になれば、庶民は、自分自身の人生を台無しにしかねないような悪徳に、身を落とすことが少なくなる。スミスは新

10) 中谷 [1996] pp.82-84は、スミスの教育論を労働者の育成論と捉えているが、この理解は少々限定し過ぎてはいないだろうか。田中 [1997] p.92が指摘するように、「スミスは、『富と徳』の実現という課題を現実化するためにはその阻害条件の排除」すなわち分業の発展にともなって一般大衆に不可避に生じる「武勇の精神の衰退」や「愚鈍化の防止、無知・蒙昧の一掃は国家の配慮に値するとして、教育にその役割を期待したのである。」青少年教育に関するスミスの議論については、稲村 [2003] pp.233-237を参照のこと。

興宗教が持つこのような役割を評価してはいたが、同時に、新興宗教が社会を不安定化させる危険性を孕んでいることも看破していた。新興宗教は「極端な厳格さで、庶民の尊敬と崇拜を集めたこと」がしばしばあったが、「庶民の尊敬や崇拜」は、それが行き過ぎた場合には「狂信や熱狂という毒」へと変わる恐れがあるからである。

「科学と哲学の研究」と「娯楽」の振興は、国民が「狂信や熱狂という毒」に冒され、社会的な混乱を引き起こさないようにするために効果的である、とスミスは主張する。すなわち「科学と哲学の研究」は、「中流あるいは中流以上の身分と財産をもつすべての人々」にうってつけであろう。しかし、「教師に俸給を出したりすると」、俸給のみを受け取って教育活動を怠る腐敗を招くから、「一種の検定制度」を整備して「名誉ある官職の候補者」に受験を義務づければ、彼らは「国家が世話できる教師よりもっとよい教師を、まもなく自分で見つけてくる」だろう。スミスは、「科学は、熱狂や狂信という毒に対する偉大な解毒薬」であると述べているだけでなく、科学や哲学が人々の理解力を高め、ひいては社会的な生産力の高度化を促進することにも注目していたに違いない。上流階級に「科学や哲学」が浸透して、彼らが「熱狂や狂信という毒」から守られるようになれば、「下層階級だけがむき出しでその毒にさらされるなどということはありません」というのがスミスの主張である¹¹⁾ (WN. IV. 5. i. g. 14)。

「娯楽」は、人々を「陽気な気分」にし、「大衆の迷信や狂信の温床である憂鬱や絶望的な気分」を放逐するのに直接役立つ。「絵画、詩、音楽、ダンス」などの「娯楽」が提供されるためには、「自分自身の利益のために」人々を楽しませようとする人々に「完全な活動の自由」を与えればよい、とスミスはいう。オペラやコンサートを開演するためには、国王の許可が必要とされた時代であったことを想起すれば、スミスの提唱が時代を先取りしていたことがわかるだろう¹²⁾。

大衆の生活に楽しみを取り入れることを積極的に勧めることによって「大衆の迷信や狂信の温床である憂鬱や絶望的な気分」(WN. IV. 5. i. g. 15)を放逐することが可能になり、結果的に、社会の安定化をはかることが統治者にとって重要な義務である、とスミスは主張していることになる。産業の発展に伴う個人の孤立化は社会を不安定にするというスミスの理解は、人間は社会なしで生きていけず、しかも一体感を求める存在であるという理解を反映している。スミスが『道徳感情論』で指摘していたように、人々が「もっとも恐れるのは、社会構成員が彼に関して抱く感情」であるが、「孤独な生活は、社会生活よりもずっと恐ろしいもの」であって、孤独な人々は「想像を絶する不幸と破滅の憂鬱な予感だけ」しか感じない (TMS. II. ii. 2. 3)。「人間社会のすべての構成員は、相互の援助が不可欠」なのだが、同時に「相互に不当な扱いを受ける危険にもさらされている」。だからこそ、相手を思いやるような「理解力」が互恵的な援助というかたちで発揮されたとき、社会は安定するという『国富論』での主張がなされることになるわけである。要するに、『道徳感情論』で明確にされた正義の原則を具体化するためにも、政府が科学・哲学や娯楽の領域で遂行すべき具体策をスミスは『国富論』第5編第1章の当該箇所でも明示したのである。

11) 国民一般の教育に関するスミスの議論については、稲村 [2003] pp.237-238を参照のこと。

12) 詳しくは、Woodfield [2001] pp.3-6を参照のこと。

結 び

『道徳感情論』においてスミスは、正義は「消極的な徳」であると主張していた。公平な観察者が是認する憤慨を引き起こす行為は、他人からの共感を得られず処罰される。それゆえ、人々は、「ただ座って何もしないというだけで正義の規則を満たす」(TMS. II. ii. 1. 9) ことになるからである。この点はホーコンセン [1981] pp.85-86によって指摘されており、『道徳感情論』において、注目に値する正義の概念の特徴である。しかし、よりいっそう重要なことは、正当な処罰を是認し、賞賛するのは本能の働きである、とスミスが理解していたところにある。

不当でいわれのない悪意は、適切な処罰を通じて抑制されるべきであり、したがって結果的に、このように処罰することは正当であり、賞賛に値する行為としてみとめられなければならぬということをして不可避にするのは、まさに社会の存在なのである。したがって、社会の繁栄と存続を自然に望むような資質が人間に付与されているとはいえ、自然の創造主は、社会の繁栄と存続を、一定の罰を与えることが、この所期の目的達成のための適切な手段であると発見する人間の理性に委ねず、所期の目的をもっともうまく達成する不屈の努力を直接本能的に賞賛する才能を人間に授けた (TMS. II. i. 5. 10)。

ここでスミスは、「社会の繁栄と存続」が、「一定の罰を与えることが、この所期の目的達成のための適切な手段であると発見する人間の理性」ではなく、それを「うまく達成する不屈の努力を直接本能的に賞賛する努力」によって達成される、と主張している。つまり、「社会の繁栄と存続」は、それを妨げる行為に対する処罰ではなく、そのような行為を抑える努力を賞賛する本能によって達成される、とスミスは主張しているわけである。したがって、『道徳感情論』においてスミスは、人間の本能によっていわば自動的に形成される一般規則として正義を論じていることになる。

このようなすべての目的、つまり、それ自体がきわめて重要であるという理由から、自然のお気に入りの目的—もしそのような表現が許されるとすれば—と見なしうる、社会の繁栄と存続という目的の全体に関して、自然の女神は、みずから提示した目的に対する本能的欲求だけでなく、同様に、手段それ自体が自動的に、しかもそれを生みだす手段自体がもっている傾向とは無関係に、それに頼りさえすれば社会の繁栄と存続という目的を達成できる手段に対する本能的欲求を、このような方法で、たえず人間に授けてきたのである (TMS. II. i. 5. 10)。

とはいえ、分業が進展するにつれて人々の思考は産業化するために、国家を外勢から防衛する手段は常備軍を置いてほかになく、統治者がそれを整備しなければならない、とスミスは理解していた。さらに、「商業や製造業は、いかなる国にあっても、政府の正義にたいしてある程度の信頼がなくしては、とうてい繁栄できない」(WN. V. iii. 7) から、統治者には裁判が腐敗しないような制度を整備す

る必要もあった。スミスは、国防と司法を通じて社会と個人を防衛し、正義を実現することが、政府の役割であると主張するのである。

重要なのは、政府が正義を実現するためには、社会と個人を防衛する制度を整えるだけでは不十分であり、合わせて、その制度を理解し、正義の実現を担っていく人間的資質を育むことも統治者の義務である、というスミスの主張である¹³⁾。そもそも、スミスは、『道徳感情論』第2部で社会が存続する可能性について、次のように言及していた。

社会は、さまざまな商人の間と同様に、さまざまな人間の間でも、その有用性という感覚にもとづいて存続する可能性がある。だから、誰も社会のなかで何の義務も負っておらず、互いに感謝の念で強く結びつけられていなくても、互いに合意した評価に従う好都合な尽力の欲得づくの交換をつうじて、社会は、なお良い状態に保たれる可能性がある (TMS. II. ii. 3. 2)。

しかし、社会が「有用性という感覚にもとづいて」存続すると言うのであれば、言い換えると、「欲得づくの交換をつうじて、社会は、なお良い状態に保たれる」のであれば、スミスは『国富論』第5編第1章において、統治者の義務について論じる必要はなかったことになりはしないだろうか。『道徳感情論』第2部においては、社会が存続するためには正義が不可欠であると、スミスが強調していたことを忘れてはならない。

正義は、壮大な建物全体を支える重要な柱である。もしそれが取り除かれたら、人間社会の偉大でしかも巨大な基礎構造—それを建てて維持することが、この世では、そう言って良ければ、自然の女神の特別かつ最愛の心遣いであったと思われる基礎構造—は、瞬時にして微塵に砕け散るはずである (TMS. II. ii. 3. 4)。

スミスは、社会存続の条件は正義の実現と維持にあると理解していたのである¹⁴⁾。『道徳感情論』における正義は、「権利の問題」ではなく「事実の問題」として論じられていたから¹⁵⁾、人間社会に普遍的に成立する「一般規則」として把握されたわけである。くわえて、スミスの時代は、株式会社という新しい企業形態の誕生や、分業の進展による労働者の孤立化など、経済発展の結果として歴史上の「革命的变化」が生じていた。「国民が年々消費する生活の必需品と便益品」の生産量増大を維持し、

13) 『国富論』第5編において、政府が積極的に果たす役割について指摘されていることを重視すれば、スミスが一貫して「自由放任、不干渉主義、及び最小限度の政府」という立場をとるという理解 (cf. Stigler [1965] p.1/West [1990] p.14/Samuelson [1962] p.17/Rosen [2002] pp.5-6) は、一面的にすぎるという Medema and Samuels [2009] pp.309-314の指摘は、説得力がある。

14) スミスは、『『公平な制度』について明らかにしようとしているのではなく、「不正義の除去に広範囲に渡って注意を払っている」のである (Sen [2013] pp.588-589)。本稿では立ち入って検討することができなかったが、スミスの正義論と行政論に関して、自然法学の観点から理解する見解については新村 [1994] pp.208-265を参照のこと。

15) 『法学講義』における正義論は権利の問題を主題とするのに対して、『道徳感情論』の正義論は、「権利の問題」ではなく「事実の問題」であることを見逃してはならない (TMS. II. i. 5. 10)。

さらに促進するような、新しい資本調達方法に対応した制度の整備と、分業の進展の結果生じる負効用への対策とが、政府に求められていたのである。したがって、正義をある特定の社会で実現するためには、政府は社会そのものを守り、そして正義を守る厳格な司法制度を整備するだけでなく、人間的資質の育成に努めることが不可欠である、と『国富論』第5編第1章においてスミスは強調することになったのである。それゆえ、『国富論』第5編第1章における統治者の義務論は、『道徳感情論』第2部で論じた正義を現実のグレート・ブリテンにおいて実現・具体化する施策を盛り込んだ内容を開示していると理解できるのである。すでに述べたように、そうした施策の展開において、市民社会の維持・発展にとって、人間的な資質の向上をスミスがいかに重視しているかという点にも十分に留意すべきある¹⁶⁾。

参考文献

外国語文献

- Berry, Christopher J. [2013] *The Idea of Commercial Society in the Scottish Enlightenment*. Edinburgh: Edinburgh University Press.
- Evensky, Jerry. [2005] *Adam Smith's Moral Philosophy: A Historical and Contemporary Perspective on Markets, Law, Ethics, and Culture*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Haakonssen, Knud. [1981] *The Science of a legislator: the natural jurisprudence of David Hume and Adam Smith*. Cambridge: Cambridge University Press. (永井義雄, 鈴木信雄, 市岡義章訳『立法者の科学—デイヴィッド・ヒュームとアダム・スミスの自然法学—』ミネルヴァ書房, 2001年.)
- Harris, Ron. [2000] 2010. *Industrializing English Law: Entrepreneurship and Business Organization, 1720-1844*. Paperback edition. Cambridge University Press. (川分圭子訳『近代イギリスと会社法の発展—産業革命期の株式会社 1720-1844年—』南窓社, 2013年.)
- Medema, Steven G. and Warren J. Samuels. [2009] 'Only three duties': Adam Smith on the economic role of government. In *Elgar Companion to Adam Smith*, ed. Jeffery T. Young. Cheltenham: Edward Elgar: pp.300-314.
- Rosen, Harvey S. [2002] *Public Finance, 6th ed.* New York: Irwin/ McGraw-Hill.
- Ross, Ian Simpson. [1995] *The Life of Adam Smith*. Oxford: Clarendon Press. (篠原久, 松原慶子, 只腰親和訳『アダム・スミス伝』シュプリンガー・フェアラーク東京, 2000年.)

16) 分業の結果として「人民の収入」が拡大する「文明社会」では、『人民の収入』の増大率が『公共収入』の膨張率をしのぐ「“相対的な” 安価な政府」が望ましいとスミスは主張していた、という山崎氏の『国富論』第5編の理解は一面的にすぎると思われる(山崎 [2000] p.99)。公債発行によって戦費や公共事業の費用を調達する場合には、『公共収入』の膨張率が『人民の収入』の増大率をしのぐようなケースが、時には必要であるとスミスは指摘していた。それゆえ、スミスは、統治者が義務を果たすにあたり、経費がかかると述べているのであって、「高価」か「安価」かは副次的な問題になる。公債発行量は経済発展とともに増加するというスミスの主張に注目するだけでも、「“相対的な” 安価な政府」とは異なるスミスの理解が見えてくるように思われる。

- Rothschild, Emma and Amartya Sen. [2006] Adam Smith's Economics. In *The Cambridge Companion to Adam Smith*, ed. Knud Haakonssen. Cambridge: Cambridge University Press, pp.319-365.
- Samuelson, Paul A. [1962] Economists and the history of ideas. *American Economic Review* 52 (1), pp.1-18.
- Sen, Amartya. [2013] The Contemporary Relevance of Adam Smith. In *The Oxford Handbook of Adam Smith*, eds. Christopher J. Berry, Maria Pia Paganelli, and Craig Smith. Oxford: Oxford University Press, pp.581-592.
- Smith, Adam. [1759] 1976. *The Theory of Moral Sentiments*, eds. D. D. Raphael and A. L. Macfie. Oxford: Clarendon Press. (高哲男訳『道徳感情論』講談社学術文庫, 2013年.)
- Smith, Adam. [1776] 1976. *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Oxford: Clarendon Press. (大河内一男監訳『国富論 全3巻』中公文庫, 1978年／水田洋監訳, 杉原忠平訳『国富論 全4巻』岩波書店, 2000-2001年.)
- Spengler, Joseph. [1975] Adam Smith and Society's Decision-makers. In *Essays on Adam Smith*. eds. A. S. Skinner and T. Wilson. Oxford: Clarendon Press, pp.390-414.
- Stigler, George J. [1965] The economist and the state. *American Economic Review* 55 (1), pp.1-18.
- Stigler, George J. [1975] Smith's Travel on the Ship of State. In *Essays on Adam Smith*. eds. A. S. Skinner and T. Wilson. Oxford: Clarendon Press, pp.237-246.
- West, Edwin G. [1990] *Adam Smith and Modern Economics: From Market Behaviour to Public Choice*. Aldershot: Edward Elgar.
- Winch, Donald. [1978] *Adam Smith's Politics: An essay in historiographic revision*. Cambridge, London, New York, Melbourne: Cambridge University Press. (永井義雄, 近藤加代子訳『アダム・スミスの政治学』ミネルヴァ書房, 1989年.)
- Woodfield, Ian. [2001] *Opera and Drama in Eighteenth-Century London: The King's Theatre, Garrick and the Business of Performance*. Cambridge: Cambridge University Press.

日本語文献

- 稲村勲 [2003] 『『国富論』体系再考—商業社会の政治経済学体系—』お茶の水書房.
- 榎並洋介 [2002] 「アダム・スミスの防衛論」『星薬科大学一般教育論集』第20輯, pp.25-62.
- 榎並洋介 [2005] 「アダム・スミスの株式会社論」『星薬科大学一般教育論集』第23輯, pp.19-57.
- 鈴木芳徳 [1983] 『株式会社の経済学説』新評論.
- 田中正司 [1997] 『アダム・スミスの倫理学 下巻』御茶の水書房.
- 田中正司 [2003] 『アダム・スミスの自然法学〈第2版〉—スコットランド啓蒙と経済学の生誕—』御茶の水書房.
- 田中秀夫 [1993] 「『国富論』におけるスミスの国防論」『経済論叢』(京都大学経済学会)第151巻1-2-3号, pp.57-83.
- 中谷武雄 [1996] 『スミス経済学の国家と財政』ナカニシヤ出版.

- 新村聡 [1994]『経済学の成立—アダム・スミスと近代自然法学—』岡山大学経済学部.
- 水田洋 [2012]「訳者解説」水田洋, 篠原久, 只腰親和, 前田俊文訳『アダム・スミス 法学講義1762～1763』名古屋大学出版会, pp.419-430.
- 村松茂美 [2013]『ブリテン問題とヨーロッパ連邦—フレッチャーと初期啓蒙』京都大学学術出版会.
- 山崎怜 [2000]『岡山商科大学大学学術研究叢書 2 経済学体系と国家認識—アダム・スミスの一研究—』岡山商科大学.
- 和田重司 [1978]『アダム・スミスの経済学』ミネルヴァ書房.

〔北九州市立大学経済学部 非常勤講師〕